

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項、PF0A又はその塩の項又はPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する製品でPFOS又はその塩、PF0A又はその塩又はPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件（案）に対する意見公募（パブリックコメント）の結果について

令和6年11月29日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

令和6年9月25日（水）から令和6年10月25日（金）にかけて「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 PFOS 又はその塩の項、PF0A 又はその塩の項又は PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する製品で PFOS 又はその塩、PF0A 又はその塩又は PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件（案）」に関する意見募集を行いましたところ、今回の意見募集の対象に関してお寄せいただいた御意見はありませんでした。

皆様の御協力に深く御礼申し上げます。

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：令和6年9月25日（水）～令和6年10月25日（金）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、環境省ホームページ
- (3) 意見提出方法：e-Gov の意見提出フォーム、郵送又は E-mail

2. 御意見等の総数

0件